

令和4年8月16日

市政記者クラブ 様

中村区役所福祉課
担当：伊藤・足立（453-5411）

中村区役所における個人情報の含まれる重度身体障害者リフト付タクシー利用券の誤交付について

中村区役所福祉課において、個人情報の含まれる重度身体障害者リフト付きタクシー券を誤って別の方に交付したことが判明しましたので、下記のとおりご報告します。

記

1 概要

令和4年3月28日（月）、Aさんの重度身体障害者リフト付タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という）を福祉課窓口にて誤ってBさんの家族に交付しました。

Bさんの家族が令和4年8月15日（月）タクシー利用券を利用しようとしたところ、Aさんのタクシー利用券であったことに気づき、中村区役所へ電話にてご連絡いただき、誤って交付していたことが判明しました。

2 漏洩した個人情報

Aさんの住所、氏名

3 対応

連絡を受けた日にBさんの家族の自宅を訪問し、経緯を説明の上謝罪し、Bさんのタクシー利用券をお渡しし、Aさんのタクシー利用券を回収しました。AさんについてはAさんの家族に経緯を説明し謝罪しました。

4 原因

タクシー利用券の表紙には交付番号が記載されていますが、福祉課窓口でタクシー利用券を交付する際に、その交付番号の1番違いの方のタクシー利用券をお渡ししてしまい、タクシー利用券の表紙に記載されている住所、氏名と受領書の確認が十分でなかったことに起因するものです。

5 再発防止策

- （1）窓口で書類等を交付する際には、複数人で氏名、住所等を確実に確認するよう再度徹底します。
- （2）職員に対して、今回の状況の周知及び個人情報の重要性について改めて注意喚起を行いました。

6 その他

重度身体障害者リフト付きタクシー利用券とは身体障害者手帳1・2級所持者のうち、公共交通機関及び一般タクシーを利用することが困難な方が、リフト付タクシーを利用する場合、一乗車につき2,200円を助成するものです。